

はちみつ訪問看護ステーション運営規程（指定訪問看護ステーション）

（事業の目的）

第1条 株式会社 Kブリッジ（以下「事業者」という）が開設するはちみつ訪問看護ステーション（以下「ステーション」という）が行う指定訪問看護の事業及び介護予防訪問看護（以下「事業」という）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他従業者（以下「看護師等」という）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、適正な指定訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 介護予防訪問看護の提供にあっては、要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 はちみつ訪問看護ステーション
- 二 所在地 岐阜市加納清水町1丁目43

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 正看護師1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護及び介護予防訪問看護の利用の申し込みに係る、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師等 看護職員
看護師 6名（管理者と兼務1名/常勤4名、非常勤2名）
准看護師 6名（常勤4名、非常勤2名）
看護師等は、指定訪問看護及び介護予防訪問看護の提供に当たる。
- 三 事務職員 1名（常勤）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 365日
- 二 営業時間 9時～18時までとする
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活の世話
- 四 褥瘡の予防・処置
- 五 リハビリテーション
- 六 ターミナルケア
- 七 認知症患者の看護
- 八 療養生活や介護方法の指導
- 九 カテーテル等の管理
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 指定訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問看護及び介護予防訪問看護が法定代理受領サービスである時は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護及び介護予防訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - 一 通常の事業実施地域を越えた時点から、片道10km未満 1,000円
 - 二 通常の事業実施地域を越えた時点から、片道10km以上 2,000円
- 3 死後の処置量は、10,000円+税とする。
- 4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(高齢者への虐待防止)

第10条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、職員に周知徹底を図る。
- 二 苦情解決体制等の指針を整備している。
- 三 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施する。
- 四 虐待防止に関する責任者を選定。責任者：管理者 信澤 恵美
- 五 サービス提供中に、当該事業者職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

(身体拘束の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(ハラスメント防止)

第12条 事業者は、事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、次に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組む。

- 1 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。
 - 一 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - 二 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - 三 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為※上記は、事業所職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象
- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討する。
- 3 事業所職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。また、定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努める。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(衛生管理)

第13条 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

- 2 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底。
 - 二 ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備。
 - 三 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施。

(業務継続計画の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供した指定訪問看護及び介護予防訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応する為、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、ステーションの責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償の為に、損害賠償責任保険に加入する。

(個人情報の保護)

第17条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的で原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて、利用者又はその代理人に了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 事業者は、看護師等の質的向上を図る為の研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 Kブリッジとはちみつ訪問看護ステーションの管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は令和3年3月1日から施行する。

この規定は令和3年8月1日から施行する。

この規定は令和6年4月1日から施行する。

この規定は令和6年6月1日から施行する。